

令和7年度社会起業家等育成支援事業実施業務仕様書

1 委託する業務の名称

令和7年度社会起業家等育成支援事業実施業務

2 目的

本業務は、様々な社会課題の解決を目的とするビジネスを行う起業家（以下「社会起業家」という）を育成し、当該社会起業家が本県を拠点として、幅広くビジネスを展開することにより、本県における地域課題や世界的な社会課題の解消を図ると同時に、本県における新たな雇用の創出や経済の好循環を生むことを目的とする。さらに当該社会起業家が関係先と連携しながら地域課題の解決に取り組むことで、地域により良いインパクトを与えるローカルゼブラ企業へ成長していくことを目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容及び実施方法

本業務では、県内で社会課題を解決するためのアイデアを持った創業希望者（以下「社会起業家候補」という）を発掘し、選抜した上で社会起業家等育成プログラムを実施する。

また、社会起業家候補のアイデアをブラッシュアップしたビジネスプランの実現可能性を高め、これらのプログラムを効果的に実施するため、地域経済を支える金融機関等と積極的に連携するものとする。

社会起業家等育成プログラムに参加する社会起業家候補等に対しては、プログラム実施中の個別メンタリングや、ビジネスプランの実現に向けた支援ネットワーク構築等、必要となる支援を提供する。

さらに、上記の取組が、本県において社会起業家が次々と生まれる好循環につながるよう、支援成果の発表会等を開催し、一般参加者が次の社会起業家を目指す機運の醸成を図る。

(1) 社会起業家等育成プログラムの実施

以下の要領により、社会起業家としての創業の支援を行う。

○目標

支援対象者のビジネスプランをブラッシュアップし、その事業化を目指す。

○支援対象者

支援対象者は、社会起業家候補等（第2創業等の新たな事業を開始する者を含む）であって、支援により概ね2年以内に創業等を行うことが見込まれる者

○実施内容

プログラムの実施に当たっては、社会起業家の育成等の支援実績を有する者を講師として参加させることとし、連続講座等により以下の支援等を実施する。

- (a) 社会課題の構造分析
- (b) ビジネスプランのブラッシュアップ、ファイナンス指導
- (c) その他、事業運営に必要なノウハウ等の提供

○プログラムの周知や支援対象者の募集・選定

- (a) 社会起業家に係る事前セミナーの実施やプログラムパンフレットの作成、SNSの活用等により、プログラムの周知や、支援対象者の掘り起こしを実施
- (b) 募集説明会を開催し、プログラム主旨、支援対象要件、支援対象者選定方法、支援期間、支援内容等を説明
- (c) 公平かつ公正な選定方法により、プログラムによる支援を希望する者から15名程度を支援対象者として選定

(2) 伴走型フォローアップ支援の実施

社会起業家育成プログラムに参加する者等に対し、プログラム実施中の個別メンタリングや、ビジネスプランの実現に向けた支援・連携ネットワーク構築等、必要となる支援を提供する。

○目標

(1) の支援対象者のビジネスプランの早期実現や持続的な経営に必要な支援・連携ネットワークの構築を目指す。

○支援対象者

社会起業家育成プログラム支援対象者及び本県において社会起業家として活躍している創業者等

○実施内容

(1) のプログラムの円滑な運用を行うために、支援対象者に対し適宜フォローアップを行うとともに、プログラム終了後も支援対象者が持続的な経営を行うことができるよう、ビジネスパートナー等とのネットワーク構築等を行うため、概ね以下のような取組を実施する。

- (a) プログラム支援対象者の課題進捗の補助、メンタリング

- (b) プログラム支援対象者のビジネスパートナーとのマッチング
- (c) 共感者や支援対象者等の交流会
- (d) 県内社会起業家や社会起業家候補へのプログラム紹介

(3) 専門家や先輩社会起業家等による相談機会の提供

支援対象者のビジネスプランのブラッシュアップやプログラム終了後も持続的な経営を行うことができるよう、専門家や既に活躍している社会起業家等によるセミナーや相談機会を提供する。

○目標

(1) 及び (2) の支援対象者の解決したい多様な社会課題の解決に資するビジネスプランのブラッシュアップによる持続的な経営や成長を目指す。

○支援対象者

社会起業家等育成プログラム受講者等

○実施内容

支援対象者のビジネスプランのブラッシュアップ及び事業の継続・成長につながるよう、支援対象者から要望があった場合、解決したい社会課題に沿った専門家や既に活躍している社会起業家への相談機会の実施を調整する。また、実施に伴う実績確認及び専門家等への謝金や旅費等の費用を支払う。

- ・謝金や旅費は原則県の規程に基づき支払う。
- ・個別相談等想定実施回数：最大 40 回程度（予算の範囲内）
- ・謝金や旅費等の支払い総額は、1,058,750 円を上限とする。

(4) 成果発表会の実施

支援対象者のビジネスパートナー等の獲得やネットワーク構築を幅広く支援するとともに、本県から社会起業家が次々と生まれる好循環につながるよう、上記 (1)、(2) の取組の成果発表会を行う。

実施内容は概ね以下のとおり。

▽実施内容

- ・支援対象者のビジネスパートナーとなりうる県内企業、投資家、実績のある県内先輩社会起業家、県内の社会起業家候補等を招き、支援対象者によるピッチイベントを行う。

▽実施時期

- ・12月から1月頃に1回開催する。

▽留意事項

- ・ピッチイベントによるネットワーク構築等が最大限の効果を得るため、周知方法、実施時期等について工夫すること。

(5) 事業実施準備業務・事業運営業務・その他の業務

- ① 受託者は、全ての業務について、委託者である山口県（以下、「県」という。）と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること。
- ② 事業全体のスケジュールについて可視化し、県や、関係者と調整を行い、事業開始時及び定期的（月1回以上）に県に提示すること。
- ③ 事業の実施に当たっては、各種情報収集を行い、コンプライアンスを遵守しつつ、得られた情報を広く公開し、事業の周知及び支援対象者の周知に努めること。また、得られた情報を実施内容（1）、（2）、（3）に活かす等して、より多くの参加が得られるよう内容を工夫するとともに、開催場所や時期、時間帯については、できるだけ各者が参加しやすいよう工夫すること。
- ④ 各事業への参加者について、事務局の役割を担い、管理等を行うこと。（参加者の把握、名簿の作成・情報管理・調整等）
- ⑤ 支援対象者の活躍（マスコミへの露出等）が確認できる場合は速やかに県に報告すること。また、マスコミ等を活用し周知を図ること。
- ⑥ 支援の実施状況は写真や動画等で記録に残すこと。
- ⑦ 事業に係る会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、参加者との連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- ⑧ 県内の金融機関や支援機関、大学等と連携し、社会起業家候補の積極的な掘り起こしを図るとともに、支援対象者に資金需要が発生した際に適切な資金調達を行うことを可能とするネットワーク等を構築すること。
- ⑨ 事業実施に要する経費については、合理性や経済性を検証することが可能な根拠資料等を備えることとし、県からの求めに応じ適宜提供すること。

(6) 報告書の提出

受託者は月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には事業報告書を提出すること。

なお、事業報告書には下記の内容を記載し、デザイン性を取り入れることにより、見やすさ・分かりやすさを考慮した内容とすること。

- ① 支援実施内容（実施日、回数等）
※メンタリングやフォローアップの実施記録等も含む
- ② 支援実施成果
 - ・支援対象者のビジネスプランの概要、進捗等
 - ・支援対象者の活動実績、事業提携、資金獲得、マスコミでの取り上げ等
 - ・支援対象者に対するアンケート結果
- ③ 上記①②を踏まえた、事業実施効果の考察

5 スケジュール

概ね、以下の要領により実施すること。

【社会起業家育成プログラム】

- ・事前セミナー、周知、募集、募集説明会 5月から6月
- ・支援対象者の審査・決定 7月上旬
- ・社会課題の構造分析 7月中旬から8月中旬
- ・事業計画のブラッシュアップ支援等 8月下旬から1月下旬
- ・その他事業運営に必要なノウハウ等の提供 随時

【伴走型フォローアップ支援】

- ・課題進捗の補助等 7月中旬から1月下旬
- ・ビジネスパートナー等とのネットワーク構築 随時
- ・その他PR活動 随時

【専門家等の相談機会等の提供】

- ・専門家や先輩社会起業家等による相談機会の提供 7月中旬から2月下旬

【成果発表会等】

- ・ピッチ大会（事業成果発表） 12月から1月

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 社会起業家育成プログラム | 事前セミナー、周知・募集 | | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| | 支援対象者の審査・決定 | | | | ■ | | | | | | | | |
| | 社会課題の構造分析 | | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| | 事業計画のブラッシュアップ、ファイナンス指導 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | その他事業運営に必要なノウハウ等の提供 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 伴走型フォローアップ支援 | 課題進捗の補助等 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | ビジネスパートナー等とのネットワーク構築 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | その他PR活動 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 専門家等の相談機会等の提供 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 成果発表会等 | | | | | | | | | | ■ | ■ | | |

6 成果品

- ・事業報告書

報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）、アンケート回答、アンケート取りまとめ結果等を収録したCD 1枚

- ・納入場所

山口県産業労働部経営金融課経営支援班

7 委託料の支払

6の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

8 その他

- ・業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。

- ・本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と協議の上、これを解決するものとする。

- ・事業者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。

- ・受託者は情報漏洩に対する措置を講じること。

- ・本業務によって得られた情報や作成物は県に帰属するものであり、支援対象者や交流会参加者等の各情報、WEBコンテンツ、PRツール、報告書、プログラム名称等の著作物及び著作権は県に帰属する。